

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(沖縄県青少年保護育成条例の一部改正)

第1条 沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第18条の4第3号中「同条第1項第2号」を「同条第1項第1号」に改める。

(沖縄県文教地区建築条例の一部改正)

第2条 沖縄県文教地区建築条例（昭和47年沖縄県条例第117号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「、ダンスホール、ダンス教習所」を削り、「うける」を「受ける」に改める。

(沖縄県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部改正)

第3条 沖縄県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（昭和60年沖縄県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表の1の項中「、第5号又は第6号」を「又は第11項」に改める。

(沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例の一部改正)

第4条 沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例（平成13年沖縄県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「同項第8号」を「同項第5号」に改める。

(沖縄県風俗案内業の規制に関する条例の一部改正)

第5条 沖縄県風俗案内業の規制に関する条例（平成24年沖縄県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第2条第1項第1号又は第2号」を「第2条第1項第1号」に改める。

第6条第1項中「第4条第1項各号」を「第3条第1項各号」に改め、同条第2項第

1号中「第10条第1号」を「第9条第1号」に改め、同項第2号中「第10条第2号」を「第9条第2号」に改める。

第7条第1号中「午前零時から日出時」を「午前零時（次に掲げる日の区分に応じ、それぞれ次に定める地域にあっては午前1時）から午前6時」に改め、「（公安委員会規則で定める日にあっては、午前1時から日出時までの時間）」を削り、「午前1時から日出時」を「午前1時から午前6時」に改め、同号に次のように加える。

ア 施行条例第4条第1項各号に掲げる日 当該各号に定める地域

イ アに掲げる日以外の日 施行条例第4条第2項各号に掲げる地域

第7条第2号中「第6条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条第4号中「日出時」を「午前6時」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年6月23日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この条例（第2条の規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成28年2月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部が改正され風俗営業の規制が見直されたことを踏まえ、文教地区内の建築制限の見直し、風俗案内業の営業時間の特例規定の整備等を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。